

鳥取県西部広域行政管理組合 掲示第 2 号

公募型プロポーザルの執行について

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物中間処理施設整備基本計画策定・環境影響評価等業務委託の受注者選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 2 7 日

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 伊木隆司

1 業務概要

(1) 業務委託名

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物中間処理施設整備基本計画策定・環境影響評価等業務委託

(2) 業務内容

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物中間処理施設整備基本計画策定・環境影響評価等業務委託仕様書による。

(3) 本業務委託を構成する業務

- ア 一般廃棄物中間処理施設整備基本計画策定業務
- イ 一般廃棄物中間処理施設 PFI 等導入可能性調査業務
- ウ 一般廃棄物中間処理施設環境影響評価業務

(4) 業務委託期間

契約締結の日から令和 12 年 3 月 25 日まで

(5) 提案上限額

325,314,000 円（4 か年度の総額。消費税及び地方消費税の額を含む。）
うち、令和 8 年度提案上限額 27,632,000 円
令和 9～11 年度提案上限額 297,682,000 円

2 プロポーザル参加資格要件

本件プロポーザルに参加できる者（共同企業体の場合は全ての構成員）は、公告日において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、本件プロポーザルの参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本組合構成市町村のいずれかの入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 本組合から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続中の事業者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続中の事業者ではないこと。
- (8) [単体企業・共同企業体の代表構成員]
建設コンサルタント登録規程による「廃棄物部門」及び「建設環境部門」の登録を受けていること。
[共同企業体の代表構成員以外の構成員]
建設コンサルタント登録規程による「廃棄物部門」又は「建設環境部門」の登録（分担する業務の実施に必要なもの）を受けていること。
- (9) 仕様書の第 1 編第 2 章「2 技術者の配置」に掲げる技術者を配置できること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒689-3403 鳥取県米子市淀江町西原 1129 番地 1
鳥取県西部広域行政管理組合事務局 ごみ処理施設整備課
TEL：0859-21-1361 FAX：0859-56-5115
E-mail：g-seibi@tottori-seibukoiki.jp

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間

令和 8 年 5 月 27 日（水）から
※土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 配布場所

本組合事務局ごみ処理施設整備課にて配布する。また、本組合ホームページよりダウンロード可能。

(3) 参加申込書類の提出

ア 受付期間

令和 8 年 6 月 1 日（月）から令和 8 年 6 月 15 日（月）まで
※土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 提出場所

本組合事務局ごみ処理施設整備課

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便とし、期限必着とする。）

エ 提出書類

- ㊦ プロポーザル参加申込書
- ㊧ 会社概要調書
- ㊨ 業務実績調書（業務ごとに作成）
- ㊩ 管理技術者業務実績等調書
- ㊪ 照査技術者業務実績等調書
- ㊫ 担当技術者業務実績等調書（担当業務ごとに作成）

(4) 企画提案書類等の提出

ア 受付期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出場所

本組合事務局ごみ処理施設整備課

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便とし、期限必着とする。）

エ 提出書類

- ㊦ 企画提案書類表紙
- ㊧ 業務実施方針
- ㊨ 業務実施体制・手法
- ㊩ 業務実施スケジュール
- ㊪ 業務に関する提案
- ㊫ 提案見積書

4 審査

(1) 業務実績等及び企画提案書類の審査

業務実績等については、書類審査により評価を行う。また、企画提案書類については、プレゼンテーション及びヒアリングにより評価を行う。

(2) 優先交渉権者の決定

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物中間処理施設整備基本計画策定・環境影響評価等業務委託業者プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、業務実績等、企画提案書類及び提案見積書の評価結果に基づき、最も評価点の高い参加者を優先交渉権者に選定する。

なお、参加申込者が1者のみの場合であっても、当該1者について同様に、選考委員会において優先交渉権者としての適否を審査する。

5 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出期限、提出場所、提出方法、提出書類の要件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 提案見積書に記載された金額が、提案上限額を超える場合（各年度の提案上限額も同様）
- (5) 選定結果に影響を与えるような不正な行為又は不誠実な行為があった場合

6 契約の締結

- (1) 契約に際し、仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、必ずしも提案通り実施するものではなく、本組合との協議により必要な修正を行うことができるものとする。
- (2) 仕様書の内容が確定したのち、提案見積書に記載された金額を基準に提案上限額の範囲内で契約額を決定する。
- (3) 交渉の結果、優先交渉権者との契約に至らなかった場合は、次点交渉権者と交渉を

行う。

- (4) 委託契約締結後においても、失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。